

原議保存期間 10年
(平成30年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第34号
平成20年5月20日
警察庁交通局交通規制課長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通規制関係事務の運用について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号。以下「改正法」という。)の一部の施行等に当たり、改正法の趣旨、内容及び事務処理上の留意事項について「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成20年5月20日付け警察庁丙交企発第59号、丙交指発第23号、丙規発第15号、丙運発第14号。以下「局長通達」という。)をもって通達されたところであるが、改正法の施行等に伴う交通規制関係事務の運用上留意すべき事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 車両通行帯の幅員に関する規定の整備について(局長通達第1の3関係)

(1) 車両通行帯の幅員に関する取扱い

本件改正においては、自転車専用通行帯をより柔軟に整備できるよう車両通行帯の幅員の下限値を1メートルとすることとしたものであるが、車両通行帯の幅員の縮小が可能となるのは、「道路及び交通の状況により特に必要があると認められるとき、又は道路の状況によりやむを得ないとき」(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条の2第4項第3号)であることに留意すること。

(2) 自転車専用通行帯の整備に当たっての留意事項

幅員の狭い自転車専用通行帯、特に本件改正に係る1.5メートル以下の幅員の自転車専用通行帯を設置しようとする場合において、舗装面に凹凸があるため自転車の運転にふらつきが生じるなど、自転車の安全通行が確保できないときは、道路管理者に道路構造の改良等を働きかけるなど必要な措置を講じること。

なお、自転車専用通行帯の設置に当たっては、視覚的な分離を図ることも効果的であることから、道路管理者と連携し、カラー舗装の導入について検討することが望ましい。その際、舗装の色については、原則として青色系の色を用いること。

2 信号機の表示する信号の意味等の改正について（局長通達第1の4関係）

(1) 「横断歩道」の意義及びスクランブル交差点に関する取扱い

条文中「横断歩道」には、道路標示「斜め横断可」（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）指示標示201の2）が設置された道路の部分も含まれるので、いわゆるスクランブル交差点を斜めに横断しようとする普通自転車は、斜めに横断する際に対面する歩行者用信号機が表示する信号に従わなければならないこととなる。

(2) 普通自転車の通行方法に関する取扱い

本件改正は、横断歩道を進行することとなる普通自転車が従うべき信号を定めたものであり、普通自転車の通行方法について新たに規定するものではない。すなわち、本件改正により、普通自転車が横断歩道を通行することや車道を進行してきた普通自転車が交差点において横断歩道を通行すること等が新たに容認されるわけではない。

また、横断歩道はあくまで歩行者の横断の用に供するための場所であることから、「横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き」、自転車は横断歩道を通行するべきではないとの原則（交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）第3章第2節1（5））について、何ら変更を加えるものではない。

(3) 自転車横断帯等の設置に関する取扱い

本件改正は、自転車横断帯の設置及び歩行者用信号機への「歩行者・自転車専用」の標示の設置について、従来からの取扱いに何ら変更を加えるものではない。